

「女性活躍推進」の取組みを入札参加資格の 加点項目に追加します。



競争入札参加資格審査における「女性活躍推進」に関する加点項目の追加

北九州市では、平成 28 年 4 月 1 日の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」の全面施行を踏まえ、事業者の女性活躍への積極的な取組みを促進するため、競争入札参加資格の格付審査において「行動宣言登録」及び「女性活躍推進法に基づく行動計画の策定」を加点項目に追加することにしました。

追加する加点項目の内容

1 加点要件

北九州市内業者で、以下の条件のいずれかを満たしていること。

(1) 行動宣言登録

ア 「福岡県子育て応援宣言」に登録されていること

* 従業員の仕事と子育ての両立を支援する取組を自主宣言

イ 「女性大活躍推進宣言」（女性の大活躍推進福岡県会議）に登録されていること

* 女性管理職の登用に関する数値目標を自主宣言

(2) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をしていること

* 法では努力義務となっている常時雇用者 300 人以下の事業者が、女性の採用比率や女性管理職比率の目標等の行動計画の策定をしていること

2 加点

(1) 物品等供給契約業者名簿

- 「福岡県子育て応援宣言」「女性大活躍推進宣言」のいずれかに該当で 2 点（複数該当でも 2 点）
- 「一般事業主行動計画の策定」に該当で 2 点

(2) 建設工事業者名簿

- 「福岡県子育て応援宣言」「女性大活躍推進宣言」「一般事業主行動計画の策定」のいずれかに該当で 10 点（複数該当でも 10 点）

実施時期等

次回の有資格業者名簿の定時受付から実施します

- (1) 物品等供給契約業者名簿
平成 28 年 6 月下旬受付開始予定の平成 28・29 年度名簿
- (2) 建設工事業者名簿
平成 29 年 1 月下旬受付開始予定の平成 29・30 年度名簿

(参考)

競争入札参加資格審査における加点項目について

北九州市においては、競争入札に参加しようとする業者の資格を定め、競争入札参加資格審査申請を受け付け、資格を有すると認定した業者について、有資格業者名簿に登録することとしています。

平成 15 年度より、格付け審査の際には、経営状況や技術力だけでなく社会的責任・社会貢献なども評価し、市として特に推進する必要がある項目について加点しています。

これは、公共調達を通じて、積極的に社会的貢献等に取り組む企業にインセンティブを与え、市の重要施策を推進することを目的としています。

加点項目の例：ISO 認証の取得、障害者の雇用状況、防災協定の締結、北九州市ワークライフバランス等の表彰受賞、協力雇用主の雇用状況

問い合わせ先

(加点制度に関すること)

技術監理局契約部契約制度課

TEL：582-2545 (井上)

(女性活躍の推進に関すること)

総務局女性の輝く社会推進室女性活躍推進課

TEL：582-2209 (星之内、篠原)